

大船渡

やわらかな明かりに彩られ

7月27日、客船飛鳥Ⅱが大船渡港に入港し、昨年続き2回目となる一泊寄港をしました。

夜には、キャンドル・ジュンさんの協力のもと、「キャンドルナイト in おおふなと」が行われ、「復興の灯」「追悼の灯」としてともされたキャンドルのやわらかな明かりが、ふ頭を彩りました。



🗨️ 主な内容

- 第2回大船渡市災害復興計画策定委員会専門部会… P 2～3
- 自衛隊が帰隊… P 6～9
- 市税についてのお知らせ… P14～17

8

2011

No.964

平成23年 8月5日発行

第2回大船渡市災害復興計画 策定委員会専門部会

復興計画登載事業メニューについてワークショップ

7月16日、市役所で第2回の大船渡市災害復興計画策定委員会専門部会を開催しました。この専門部会は、復興計画に登載する事業メニューについて、さまざまな分野の皆さんから専門的な意見などを伺うために開催したもので、多くの意見が出されました。各専門部会で出された意見などは、復興計画の策定にできるだけ反映していくこととしています。
本号では、専門部会で出された意見の一部を紹介します。

▽問い合わせ先 災害復興局(☎内線364・365)

市民生活部会

- ・住居や店舗などを以前の土地に建設してよいかどうかの基準の早期の明確化
- ・仮設住宅に入居している人たちが、将来、家をどうするかを把握すべき



- ・高台移転後に想定される災害への対応
- ・仮設住宅に新しく入居した人たちのつながりを誰がどのようにリードしていくか
- ・公園に建てられた仮設住宅では、入居者でこみの処理や草刈りを行い、交流の一部にする
- ・笑顔・夢を与えることで心のケアを図る
- ・仮設住宅に関する専門的な検討が必要
- ・コミュニティ形成の中に医療・福祉施設を設置
- ・がれきりの中のコンクリート類は、地盤改良やかさ上げ

- ・が、必要な経費(ローンなど)があるために実現できない。助成金が必要
- ・魚市場にお魚センターを造り観光化できないか
- ・ジオパーク構想の実現と関連した津波観光のPR
- ・震災語りべ事業
- ・水産・農産・林産・施設園芸がすべてそろっている地域なので、それを生かした産業を創出

産業経済部会



の材料として活用する

- ・学校を地域コミュニティの機能を併せ持つような施設にする(高齢者の生きがい、児童の思いやり)
- ・高校生の通学支援(バス料金の無料化)
- ・ジオパーク開発(住民・地域の参加)

- ・元の職場に早く戻れるように支援してほしい
- ・市が国に援助を要請しているが、困難であるため、銀行などにより被災者を支援できないか
- ・海岸部の整備(水産業などの事務所の本設、かさ上げ・盛り土)
- ・地盤沈下への対応(どのようように土地を上げるか)
- ・山手側に水産加工場を立地させて、早期に雇用確保できるようなしくみが必要
- ・共有スペース(養殖施設とその整備、機械の管理はあるが、建物自体の整備も復興計画に盛り込むべき



- ・魚市場から国道・三陸縦貫自動車道に直接つながる道路を整備する
- ・魚市場の周辺に見学できる

都市基盤部会

- ・海岸保全設備の遠隔操作化、機能強化
- ・三陸縦貫自動車道のICの位置の検討(大船渡病院付近、魚市場からのアクセスなど)
- ・仮設住宅や住宅に循環バスなどを導入し、移動困難者の移動手段を確保する
- ・JR大船渡線を釜石線につなげばもっと便利になる
- ・大船渡の中心にJRは必要か。防災を考えると障害となることもある
- ・新しい駅周辺に中枢施設を

集約

- ・用途区域の変更も柔軟に対応(農用地の見直しなど)
- ・総合運動公園予定地を住宅地にしてはどうか
- ・ラジオ、防災無線受信機を全戸に配布
- ・従来の防災無線や放送のあり方の抜本的見直し



防災まちづくり部会

- ・有事の際、防災無線の放送に危機感・切迫感がない
- ・有事の際の連絡対応、担当者などの役割の構築
- ・海辺の住民が避難するため避難ビルの設置
- ・子どもたちが避難弱者を助けるなど、自主的にできるように子どもたちも防災訓練に参加させて活動を行う
- ・防波堤がなかった時代と防波堤のある今とは、防災意識がどうしても異なる。
- ・防波堤に頼らず、自分の命は自分で守るという意識が必要
- ・被災・非被災地域の自主防

災組織は、もっと具体的な取り組みを打ち出し、訓練が必要



(3) 広報大船渡 23.8.5(No.964)

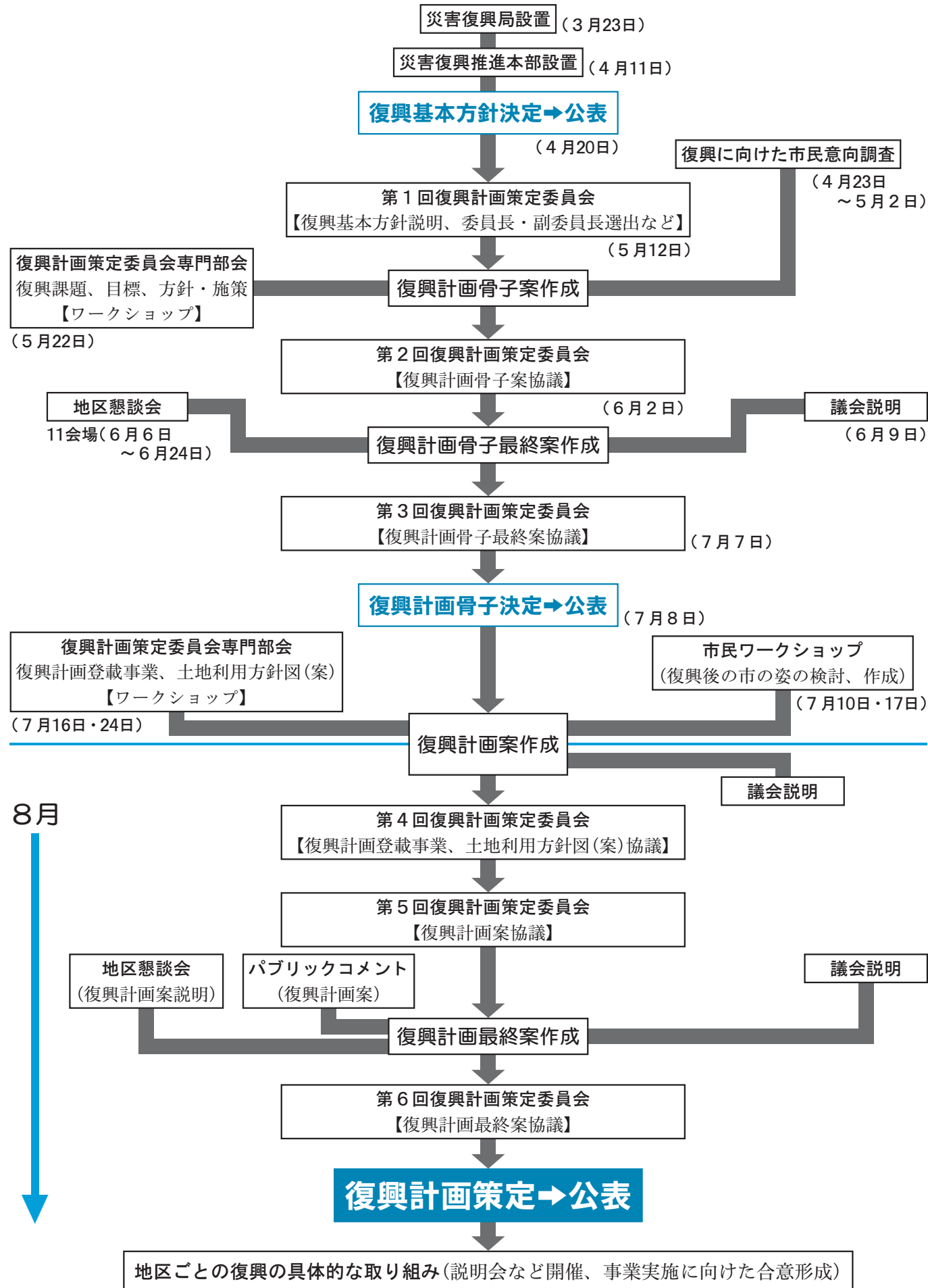


施設を建設(ミニ水産博物館)

- ・魚市場敷地内に観光者が使える物販施設を、さらに2階には休憩所を設置
- ・農地を施設園芸などの団地として整備し、雇用を創出
- ・仮設店舗を壊すのは市だが、コストは大丈夫か
- ・移動販売車や買い物の代行サービスならすぐにできる
- ・ので、方法を市と検討
- ・物件、やる気は十分にある

- ・が、必要な経費(ローンなど)があるために実現できない。助成金が必要
- ・魚市場にお魚センターを造り観光化できないか
- ・ジオパーク構想の実現と関連した津波観光のPR
- ・震災語りべ事業
- ・水産・農産・林産・施設園芸がすべてそろっている地域なので、それを生かした産業を創出

大船渡市復興計画策定スケジュール



復興計画の策定に向けて

復興計画策定スケジュール

市では、地区懇談会などを通じて、今後も市民の皆さんなどの意見を伺いながら、復興計画の策定に向けた取り組みを進めることとしています。

復興計画の策定に向けたスケジュールは、次ページのとおりです。

▷問い合わせ先
災害復興局(☎内線364・365)



市民ワークショップを開催しました



7月10日・17日、市民ワークショップを市役所で開催しました。

このワークショップは、復興計画の策定に向け、市民の皆さんとともに「復興によって目指すべき大船渡市の姿」を見いだすために開催したもので、公募による約30人の市民の皆さんが参加しました。

ワークショップでは、3班に分かれて、復興によって目指すべき大船渡市の姿として、災害から立ち上がるために必要なことや、新たなまちづくりへのアイデアなどについて、議論が交わされました。

参加者からは、生活の再建や産業、防災に関することなど、目指すべき姿のキーワードとなるさまざまな意見が出されました。

大船渡東高校の生徒が参加

ワークショップには、大船渡東高校電気電子科の生徒が参加しました。このうち、第1回のワークショップでは、5人の生徒がそれぞれの班で意見を発表。大船渡市の姿として、山からの風を利用した風力発電の模型を披露しながら、考え方などを説明しました。



制作した模型について、参加者に説明をする大船渡東高校の小松史也さん(右)

ワークショップに参加して



大船渡東高校3年 佐々木 洋輔さん

いろいろな話をするのができ、有意義でした。今後は、子どもたちが元気に遊べる環境を整えて、大船渡を明るくしてほしいと思います。



大船渡東高校3年 佐々木 拓哉さん

目上の皆さんとの会議だったので、少し緊張しました。今後は、誰もが一度は行ってみたいくなるような、そんな大船渡になってほしいと思います。



戸田市長から感謝の盾を贈呈



これまでの支援活動に対し、戸田市長が感謝のこトバ



返礼の品として、活動の様子を収めた写真が戸田市長に手渡されました



市役所前の広場では黄色いハンカチを手に自衛隊を見送りました



沿道では詰め掛けた市民が手を振り、自衛隊を見送りました



敬礼で自衛隊を見送る消防団員



大船渡東高校太鼓部が太鼓演奏を披露

7月24日、震災直後から本市に入り、救助活動や生活支援活動などをはじめ、さまざまな支援を通じて本市の復旧に尽力いただいた自衛隊が、136日間の活動を終了し、帰隊しました。帰隊にあたり、24日には市役所前の広場でセシモノーを行い、来場者がこれまでの支援活動に対する感謝の気持ちを伝えました。

東日本大震災。3月11日に発生した地震と津波により、本市はあまりにも甚大な被害を受けました。この大災害の発生直後から主要な交通経路を確保するための撤去活動、飲料水供給のための給水活動、人命救助活動など、わたしたちを各種活動で支援してきたのが自衛隊でした。7月24日、その自衛隊が4



感謝の気持ちを伝える来場者

カ月にわたる活動を終えて帰隊するのに伴い、感謝の気持ちを伝えるためのセレモノーを市役所前の広場で行いました。開会に先立ち、大船渡東高校太鼓部が威勢のよい掛け声とともに力強いばちさばきで太鼓の演奏を披露しました。開会後の感謝のこトバで、戸田市長は「震災から4カ月あまりの間、多くの部隊に支

援をいただき、復旧の道を歩んできました。復興した大船渡の姿を皆さんに見せることが、最大の恩返しになると思います。これからも大船渡の復興にまい進することを約束します。誠にありがとうございます。ありがとうございました」と感謝の気持ちを伝えました。続いて、陸上自衛隊第39普通科連隊長兼弘前駐屯地司令の佐々木俊哉一等陸佐が激励のこトバを述べました。記念品贈呈では、戸田市長から佐々木連隊長に感謝の盾を贈ったほか、自衛隊大船渡協会の掛川秀邦会長からも記念品が贈られました。作文・花束贈呈では、盛小學校6年生の上村太駿さんが作文を披露した後、上村さんが作文を、同校6年生の大久保千春さんが花束を、それぞれ佐々木連隊長に手渡しました。最後は、会場に集まった人たちが黄色いハンカチを手に、自衛隊の帰隊を見送りました。また、帰路となった沿道では感謝のこトバなどを手にした市民の皆さんが、これまでの活動に対する感謝の気持ちとともに自衛隊を見送りました。

自衛隊が帰隊

激励のこたば

7月24日のセレモニーにおいて、佐々木連隊長からいただいたメッセージを紹介いたします。



本日ここに、大船渡市での災害派遣活動を終了し、部隊を撤収するにあたり、かくも盛大なセレモニーを開催していただき、ありがとうございます。

まずは東日本大震災により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々、そしてそのご家族の方々に對しまして、心よりお見舞い申し上げます。また、本日いただいた大船渡東高校太鼓部の太鼓演奏と市長から賜りましたお言葉は、4カ月を皆さんとともに大船渡で過ごしたわれわれの心に強く響くものでした。重ねて御礼申し上げます。

さて、このたびの大震災は、ここ大船渡をはじめ、東北から関東の太平洋沿岸に甚大な被害を及ぼしました。発災翌日の3月12日早朝、われわれの目に飛び込んできたものは、今まで想像だにしたことのない光景でした。そのような中であって、市長をはじめとする市役所の方々、地元消防団の方々、地元警察の方々が一生懸命に救助活動を開始しており、われわれも速やかに救助活動に加わりました。



各種活動に尽力する一方、市民との交流に笑顔を見せる佐々木連隊長

発災から本日まで、われわれが救助活動、民生支援活動ならびに復興支援活動を実施できたのは、市民の皆様方のわたしたどもに對するご理解と、市町村、消防警察などの関係者間の連携があったからこそだと確信しております。

これからは、豊かな海、美しい街並みを取り戻すための復興活動が本格化することと思います。一日も早い復興と、行方不明となっている122名の方々が一刻も早くご家族のもとへ帰られることを祈念するとともに、近い将来に復興した大船渡市を再び訪れて、往事を語りう日を楽しみにしています。

「復興のその日まで： けっぱれ大船渡」

大船渡市における 自衛隊の活動概要

■活動期間

3月11日～7月24日
(136日間)

■活動した部隊

○陸上自衛隊第9特科連隊第2大隊(滝沢村)

【3月19日活動終了】

・人員 121人

・車両 26台

○陸上自衛隊第39普通科連隊(青森県弘前市)

【7月24日活動終了】

・人員 508人

・車両 128台

○陸上自衛隊第9施設大隊第3中隊(青森県八戸市)

【6月14日活動終了】

・人員 29人

・車両 7台

○陸上自衛隊第6施設群(岐阜県岐阜市、愛知県豊川市)

【6月3日活動終了】

・人員 65人

・車両 16台

■延べ活動人員

34,840人

■延べ車両数

15,563台



自衛隊のみなさんへ

盛小学校6年 上村太駿

自衛隊のみなさん。長い間、本当にお世話になりました。

3月11日に、大きな地震と津波があつて、ぼく達の生活はすっかり変わってしまった。住む家がなくなつてしまつたり、たくさんの人達が亡くなつたりしました。

ぼく達の学校には、何百人もの人達が避難してきて、何日も何日もみんなで生活しなければなりません。



作文を披露した上村太駿さん(右)、花束を手渡した大久保千春さん(左)

た。自分の家は今どうなっているんだろうと考えると、この先どうなってしまうのだろうと考えたりすると、不安な気持ちでいっぱいでした。

そんな時、ぼく達の町に、自衛隊さんが来てくださいました。大きな機械で、ガレキをかたづけたり、たくさんの方々の支援物資を届けてくれたり、食事や水、お風呂のお世話までしてくださいました。

ぼくは、自衛隊の人達が一生けん命働いている姿を見て、「ぼく達の町のためにがんばってくださいっているんだなあ」と思いました。そして、隊員のみなさんは、自分の家族とはなれてでも被災地のために活動してくださっているんだなど、感謝の気持ちでいっぱいになりました。

また、自衛隊のみなさんに優しく声をかけてもらった友達もいます。みなさんと仲良しになって、とても喜んでいた友達もいます。みなさんのさわやかな笑顔



「金魚ねぶた」が、佐々木連隊長から2人に贈られました

元気なあいさつが、がつかりしていたぼく達の背中を押ししてくれました。

自衛隊のみなさんがしてくださったことをぼく達は忘れません。そして、大人になつたら、みなさんのようなどんなことにも負けない強い心を持って、感謝の気持ちを忘れず、どんな人にも優しく接していきたいと思ひます。

そして、大船渡が元のようになり、活気のある町になるよう、がんばっている大人の方々に助け、ぼく達も一生けん命努力していきます。長い間、おつかれさまでした。そして、本当にありがとうございました。

■活動内容

○救助活動など

・人命救助活動

・行方不明者捜索

・人員輸送

○がれき撤去など

○生活支援活動など

・給水支援 1,113.9ト

(3月12日～5月27日)

・炊き出し支援 延べ283,

820食(3月13日～7月

10日)

・入浴支援 利用者数延べ3,

265人(盛小学校、リ

アスホール「青森ねぶたの湯」)

・物資輸送支援 1,181

台(3月16日～7月10日)

・避難者数、ニーズの把握

・情報伝達

・夜間警ら

・防疫活動

○交流活動など

・自衛隊第9音楽隊による激励演奏

・ヘリコプターによる上空からの市内状況確認(ふるさと確認)



東日本大震災

犠牲者合同慰霊祭のご案内

▷日時＝9月3日(土)午前10時～正午(午前9時から受け付け開始)

▷会場＝大船渡市民文化会館(大ホール)

※慰霊祭終了後も、午後5時まで献花・記帳を行うことができます。

3月11日に発生した、日本観測史上最大となるマグニチュード9.0の大震災により、本市は、未曾有の被害を受けました。あの日から6カ月を迎えるにあたり、犠牲となられた方の御霊をお慰めするため、「大船渡市東日本大震災犠牲者合同慰霊祭」を開催します。

ご遺族をはじめ、どなたでもご参列いただけますので、謹んでご案内申し上げます。

■慰霊祭にご参列する人は、8月26日(金)までに、①氏名②参列者の人数③連絡先を、電話、ファクスまたは電子メールでご連絡ください。

- ・参列については、平服で結構です。
- ・無宗教、献花方式により執り行います。献花は、市で準備します。
- ・ご遺族それぞれの皆さんへの案内状は送付しませんので、ご了承ください。
- ・駐車場には限りがあります。できるだけ乗り合わせにご協力をお願いします。なお、慰霊祭の前後に市役所駐車場と会場間のシャトルバスを運行しますので、ご利用ください。

▷連絡先/問い合わせ先

総務課【☎0192⑦3111(内線234)受付時間：月～金曜日午前8時30分～午後5時15分/☎0192⑥4477/電子メール＝soumu@city.ofunato.iwate.jp】

原爆の投下時刻に合わせてサイレンを鳴らします

サイレンに合わせ黙とうをお願いします

今から66年前の8月6日、午前8時15分に広島へ原爆が投下されました。また、3日後の8月9日午前11時2分には、長崎にも同様の惨劇がもたらされました。

市では、昭和60年9月10日に「非核平和都市」を宣言し、原爆の犠牲者に哀悼の意を表するとともに、世界の恒久平和を祈るため、毎年、原爆の投下時刻に防災行政無線のサイレンを鳴らしています。

当日は、サイレンに合わせ、黙とうをお願いします。

▷問い合わせ先＝総務課(☎内線235)

津波警報塔のサイレンを鳴らす日が変わります

～9月から毎月11日に鳴らします～

加茂神社にある津波警報塔のサイレンは、津波の予警報のときに鳴らすほか、サイレンの適正な維持管理を図るため、毎月24日の正午に1分間のサイレンを鳴らしていましたが、9月から、サイレンを鳴らす日を毎月11日の正午に変更します。

▷問い合わせ先＝防災管理室(☎内線251)



「全国避難者情報システム」が

運用されています

市外から避難している人は情報提供をお願いします

東日本大震災により、多くの方が全国各地に避難しています。現在、避難前に住んでいた(避難元)市町村では、避難した人の所在地などの情報を把握が課題となっています。全国避難者情報システムは、避難している人に避難先の市町村に情報を提供していただき、避難先の市町村から避難元の市町村にその情報を知らせることで、避難元の市町村が避難している人へ情報提供などをするものです。

▽提供情報の例

見舞金などの各種給付の連絡/国民健康保険証の再発行の連絡/被災者生活再建支援制度、仮設住宅や公営住宅の提供状況などの住宅支援関係の連絡/税や保険料の減免・猶予・期限延長などの通知/避難元の地方公共団体の復旧・復興状況の連絡(市町村で異なります)

▽その他

・情報提供の際は、届出用紙

に記入の上、情報を避難先の市町村や県が避難者支援に活用すること、避難元の市町村や県に提供することへの同意をいただきます。提供いただいた個人情報避難者支援、避難元の市町村や県などの関係機関への提供以外に使用することはありません。

※届出用紙は、市役所本庁市民相談窓口、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所に備え付けているほか、岩手県のホームページ(<http://www.pref.iwate.jp/viewrbz?nd=2500&of=1&ik=1&pn=2500&cd=32771>)や市のホームページ(<http://www.city.ofunato.iwate.jp/>)からダウンロードできます。

▽届出窓口/問い合わせ先

・市民生活環境課市民生活係(☎内線1208) 保健福祉課(☎内線181・182)

ふるさと大船渡応援寄附

▷問い合わせ先＝企画調整課企画係(☎内線212)

平成23年7月26日現在、北は北海道から、南は福岡県に至るまで、全国各地から98件、12,320,000円の温かいご支援をいただきました。

寄附をいただいた皆さんのうち、本人の了解が得られた皆さんについて、氏名を掲載します。

ふるさと大船渡 応援寄附とは

出身地または自分と関わりの深い地域である「ふるさと」に対して、寄附という形でまちづくりを応援していただくものです。

※住民税と所得税については、納税額が減額される優遇措置があります。

全国から温かい支援が 寄せられています

【個人】

相澤 賢一	小島 香代	袖野 淳一	野下 靖久
石井 トシ子	小島 靖彦	高橋 敦夫	樋口 良樹
板倉 真弓	近藤 篤文	高橋 万里子	藤田 英理
大澤 伸	紺野 正	武知 てい子	船渡 治
奥川 元	佐熊 拓也	竹中 直人	本馬 貞夫
小澤 徳子	佐々木 浩司	竹中 みどり	松山 泰男
小澤 良	佐々木 達男	出井 満	武藤 薫
尾谷 美視	佐藤 伸弥	内藤 忠雄	守屋 春男
小野寺 勝子	佐藤 正則	中谷 文治	山口 榮吉
小山 照夫	塩野 博巳	長堀 高芳	山口 登
柿本 和久	白木沢 葉子	長堀 美恵	山口 由香
金本 栄子	菅原 康二	中村 光一	山下 洋介
木村 英一	鈴木 幸治	中村 正樹	山田 愛子
木村 英敏	鈴木 千絵	仲村 優	和野 信市
木村 緑	関澤 潤	仁田 哲広	
小嶋 勲	関澤 優子	二藤 尊夫	

【法人】

ヤマハ労働組合連合会会長 大桑 貴博
有限会社コンパック代表取締役 今 良春 (敬称略、50音順)

災害援護資金の

貸し付けを実施しています

市では、災害により、世帯主が負傷した世帯や、住居・家財に損害を受けた世帯を支援するため、生活再建のための資金を貸し付けます（貸し付けには所得制限があります）。

申し込みは、当分の間、市役所本庁1階第4会議室で、午前9時30分から午後3時まで受け付けています。

▽貸付限度額

【表1】のとおり

※被災した住居を建て直すにあたり、住居の残った部分を取り壊すしかない場合などの事情があるときは、(一)内の金額となります。

※住居の損害は、原則として自己所有の住居が対象です。ただし、賃貸住宅の場合でも、住居全体が滅失・流失した場合や、半壊・全壊による取り壊しのために引き続き居住することができない場合は、対象となります。

▽対象 次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主（被

災により世帯主が亡くなった場合は新世帯主）
 ・世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1カ月以上
 ・家財の1/2以上の損害
 ・住居の半壊、全壊、流出

▽借り入れの所得制限
 【表2】のとおり

▽申し込みに必要な書類
 【表3】のとおり

※被災状況により、そのほかの書類の提出が必要になる場合があります。

▽貸付条件
 ・連帯保証人を立てる場合は無利子

【表1】貸付限度額

	家財・住居の損害なし	家財の1/2以上損害を受けた	住居が半壊・大規模半壊	住居が全壊	住居全体が滅失・流出
世帯主が負傷し、療養期間がおおむね1カ月以上の場合	150万円	250万円	270万円 (350万円)	350万円 (350万円)	350万円
世帯主におおむね1カ月以上の負傷がない場合	—	150万円	170万円 (250万円)	250万円 (350万円)	

【表2】借り入れの所得制限

世帯人員	市町村民税における前年(平成21年分)の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに、730万円に30万円を加えた額

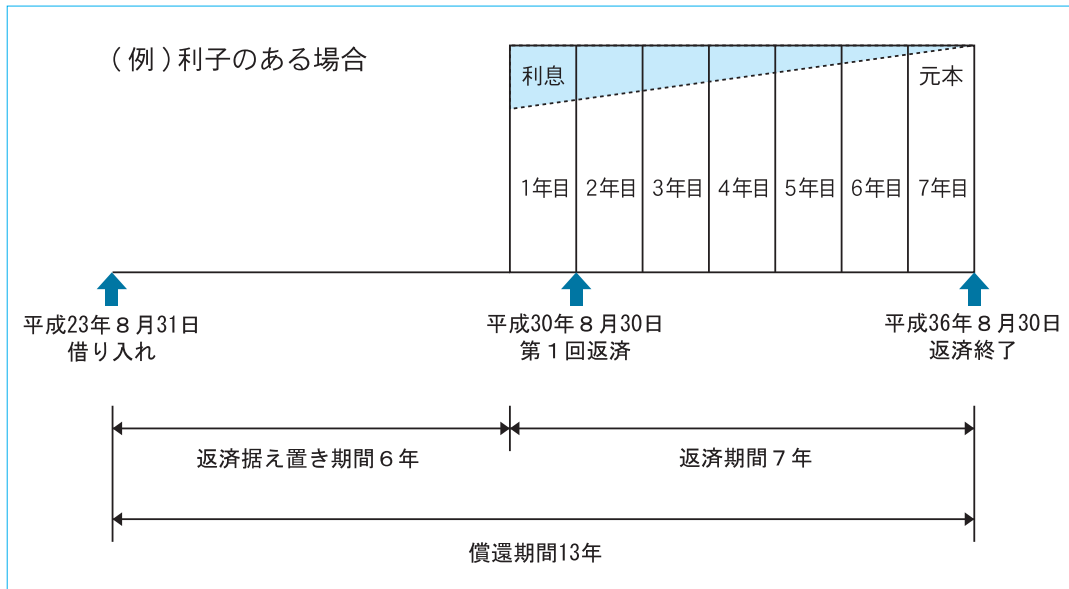
※住居全体が滅失・流出した場合は、世帯人数にかかわらず1,270万円となります。

【表3】申し込みに必要な書類

申し込みに必要な書類	申込人	連帯保証人(立てる場合)
①災害援護資金借入申込書	○	—
②住民票の写しまたは外国人登録原票記載事項証明書 ※申込人は世帯全員、連帯保証人は本人のもの	○	○
③平成22年度所得証明書(平成21年分) ※申込人は世帯全員、連帯保証人は本人のもの	○	○
④印鑑登録証明書 ※申込書・借用書に押印する実印のもの	○	○
⑤診断書 ※世帯主が負傷し、療養期間がおおむね1カ月以上の場合に、それが確認できる診断書	△	—
⑥り災証明書の写し ※車の場合は車の被災証明書	△	—
⑦解体証明書の写し ※解体した場合に必要	△	—

○：必ず必要な書類 △：状況により必要となる書類

【償還のイメージ】



・連帯保証人を立てない場合は、据え置き期間経過後、年1・5%

※連帯保証人は、弁済する資力を有しているなどの要件を満たす必要があります。

▽償還期間13年(据え置き期間を含む)

▽据え置き期間6年

※特別の事情がある場合は8年

▽償還方法11年賦、元利均等

※貸付条件の変更について

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の施行により、当初の内容から、貸付条件が緩和されています。

償還(繰り上げ償還可)

▽貸し付けの決定11申し込みを受け付けた後、所得状況や弁済能力などを審査します。審査の結果、貸し付けを決定した場合は「貸付承認通知書」を送付します。

※不承認となった場合は「貸付不承認通知書」を送付します。

▽貸し付け決定後に提出する書類

- ①借用書(所定のもの)
- ②預金口座振替依頼書
- ③貸付金の振込口座が分かる預金通帳のコピー

▽貸付金の振り込み11借用書などが提出されてからの振り込みとなります。

▽申込期限11平成30年3月31日

▽申込先11問い合わせ先
保健福祉課
(☎内線164・168・203)

お盆期間中のごみ収集業務についてのお知らせ

▷燃えるごみ

15日(月)・16日(火)が収集日の地域は、収集が休みとなります。

▷燃えないごみ

15日(第3月曜日)・16日(第3火曜日)が収集日の地域は、収集が休みとなります。両日が月1回の収集日となる地域は、その週の金曜日【8月19日(金)】に収集します。

▷ごみの持ち込み

クリーンセンターへのごみの持ち込みは受け付けません。

▷問い合わせ先

大船渡地区クリーンセンター(☎264739)

■お盆期間中の収集日程■

期日	曜日	燃えるごみ	燃えないごみ
8月11日	木	通常どおり収集	通常どおり収集
8月12日	金	通常どおり収集	通常どおり収集
8月13日	土	休み	休み
8月14日	日	休み	休み
8月15日	月	休み	休み
8月16日	火	休み	休み
8月17日	水	通常どおり収集	通常どおり収集

【表A】収入が減少する場合の減免割合

税目	減免割合
市県民税(個人)	個人の市県民税額に、被災により減少することが見込まれる事業収入などの平成22年中の所得金額が、平成22年中の合計所得金額に占める割合を乗じて得た額を【表B】の区分で減免します。
国民健康保険税	保険税額に、被災により減少することが見込まれる事業収入などの平成22年中の所得金額が、世帯に属するすべての被保険者につき算定した平成22年中の合計所得金額に占める割合を乗じて得た額を【表B】の区分で減免します。 ※事業所を解雇され、雇用保険受給資格者証の交付を受けている人は、16ページの軽減措置の対象となる場合があります。
後期高齢者医療保険料	保険料額に、被災により減少することが見込まれる事業収入などの平成22年中の所得金額が、世帯に属するすべての被保険者につき算定した平成22年中の合計所得金額に占める割合を乗じて得た額を【表B】の区分で減免します。
介護保険料	保険料額に、主たる生計維持者の被災により減少することが見込まれる事業収入などの平成22年中の所得金額に占める割合を乗じて得た額を【表C】の区分で減免します。

(例)国民健康保険税の場合の計算式

$$\text{減免額} = \text{保険税額} \times \frac{\text{主たる生計維持者の減少が見込まれる事業などの平成22年中の所得}}{\text{主たる生計維持者および被保険者全員の平成22年中の所得の合計}} \times \text{【表B】の区分による割合}$$

【表B】市県民税(個人)・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の区分

平成22年中の合計所得金額	減免割合
300万円以下	10分の10
300万円を超え400万円以下	10分の8
400万円を超え550万円以下	10分の6
550万円を超え750万円以下	10分の4
750万円を超え1,000万円以下	10分の2

【表C】介護保険料の区分

平成22年中の合計所得金額	減免割合
200万円以下	10分の10
200万円を超える	10分の8

※市県民税(個人)・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、【表1】の⑥の条件を満たし、主たる生計維持者が事業などの廃止や失業した場合には、平成22年中の合計所得金額にかかわらず、対象税(保険料)額に対する減免割合は10分の10となる場合があります。

【表2】法人市民税

減免事由	減免割合
事務所または事業所が固定資産税の【課税免除区域】内に所在している場合	平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に申告納付すべき法人市民税の均等割10分の10
大震災により事務所または事業所の損害の程度が半壊以上の場合	10分の10

※複数の事務所または事業所を有する法人にあっては、主たる事務所または事業所が対象となります。

【課税免除区域】

盛町、大船渡町、末崎町、赤崎町、三陸町綾里、三陸町越喜来・三陸町吉浜の一部

※課税免除区域を示した地図は、市役所本庁税務課の窓口にて備え付けてあります。

【表3】固定資産税

減免事由	減免割合	添付書類
大震災による津波で損害を受けたとして、市長が指定した区域【課税免除区域】内の土地や家屋	全額免除	※手続きは不要です。
大震災により所有する土地に損害を受けた場合 ※土地の損害とは、浸水や土砂の流入、そのほかの事由で現況地目が変わるなど、これまでどおりの使用ができないと認められる程度の損害のことです。	被害面積が当該土地の面積の10分の8以上の場合 10分の10 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上、10分の8未満の場合 10分の8 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上、10分の6未満の場合 10分の6 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上、10分の4未満の場合 10分の4	※添付書類は不要です。
大震災により所有する家屋に損害を受けた場合	全壊の場合 10分の10 大規模半壊の場合 10分の6 半壊の場合 10分の4	※大船渡市に対し、り災証明の申請をした人は手続き不要です。
大震災により所有する償却資産に損害を受けた場合	全壊の場合 10分の10 大規模半壊の場合 10分の6 半壊の場合 10分の4	※課税対象となる償却資産をお持ちの人には、納税通知書に損害状況の照会文書を同封します。減免の詳細についてはそちらをご覧ください。

(15) 広報大船渡 23.8.5(No.964)

■平成23年度分市民税所得額・課税額証明書(平成22年所得)は、**8月9日(火)から発行します。**

東日本大震災に係る

市県民税などの減免のお知らせ

市では、東日本大震災で被災された人に対する市県民税などの減免について、次のとおり決定しました。

- ▽減免の対象となる税目
 - 平成23年3月11日以後に納期の末日が到来する平成22年度・平成23年度分の市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料
- ▽減免の対象
 - 【表1】〜【表3】のとおり
- 減免手続き
 - ▽受付場所
 - 市役所本庁税務課
 - ▽受付期間
 - ・固定資産税Ⅱ8月17日(水)〜8月24日(水)
 - ・市県民税(個人)・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料Ⅱ9月1日(木)〜9月22日(木)
 - ・法人市民税Ⅱ随時(現在、申告・納付期限を延長してありますが、延長期限は未定です)
- ▽提出書類
 - ・減免申請書
 - ・被災したことを証明する書類(各税目の表の添付書類をご覧ください)
- ※申請書は市役所本庁税務課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所に備え付けているほか、市のホームページ(<http://www.city.ofunato.iwate.jp/>)からダウンロードできます。
- ▽持参するものⅡ印鑑、平成23年度納税(納入)通知書
- ※市であらかじめ減免事由を把握できる税は、その分の税額を減額した納税(納入)通知書を送付します。この場合、減免手続きは不要です。
- ※各税目の減免の対象や割合などは、表のとおりです。

【表1】市県民税(個人)・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

減免事由	減免割合	添付書類
①主たる生計維持者が死亡した場合	10分の10	不要(住所変更などで市が事実確認できない場合のみ、死亡診断書など)
②主たる生計維持者の行方が不明となった場合 ※国民健康保険税および後期高齢者医療保険料については、主たる生計維持者以外の被保険者を含む	10分の10(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に係る主たる生計維持者以外の被保険者の場合は、当該被保険者分のみ免除)	不要(住所変更などで市が事実確認できない場合のみ、警察などに行方不明者に係る届け出をしていることが確認できる書類など)
③主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合 ※後期高齢者医療保険料については、主たる生計維持者以外の被保険者を含む	10分の10	り災により1カ月以上の治療を要すると認められる医師の診断書
④納税義務者が生活保護法の規定による生活扶助を受けることになった場合【市県民税(個人)のみ対象】	10分の10	※手続きは不要です。
⑤主たる生計維持者が居住する住宅に損害を受けた場合 ※介護保険料については、第1号被保険者(65歳以上の人)が居住する住宅も含む	全壊・長期避難世帯の場合 10分の10 大規模半壊・半壊の場合 10分の5	不要(住所変更などで市が事実確認できない場合のみ、り災証明書)
⑥主たる生計維持者の事業収入など(事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入)の減少が見込まれ、次の要件のすべてに該当する場合 ※介護保険料については、(ア)・(ウ)に該当する場合 (ア)平成23年における事業収入などの、いずれかの減少見込額(保険金、損害賠償などにより補てんされるべき金額を控除して得た額)が、平成22年中における当該事業収入などの10分の3以上であること (イ)平成22年の合計所得金額が1,000万円以下であること (ウ)減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の所得の合計額が400万円以下であること	減免割合は各税(保険料)により異なります。 ※次ページの【表A】のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・収入減少確認書(用紙は市役所本庁税務課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所に備え付けてあります) ・給与明細など、今年の収入を見込めるもの ※収入の状況を聞き取りますので、内容の分かる人が申請してください。
⑦原発事故に伴い、避難指示、計画的避難区域、緊急時避難準備区域および特定避難勧奨地点に関する指示などの対象となっている場合	10分の10	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示などの対象地域に住所を有していたことが確認できる書類 ・特定避難勧奨地点に居住しており、避難していることが確認できる被災証明

※市県民税(個人)は、「主たる生計維持者」を「納税義務者」と読み替えてください。

■納税(納入)通知書は、税目ごとに8月上旬から順次発送します。

(14)

平成23年度市税納期限一覧表

納期限	税目	期別
8月1日(月)	軽自動車税	全期
8月31日(水)	固定資産税	1期
9月30日(金)	市・県民税	1期
	国保・介護・後期高齢	1期
10月31日(月)	固定資産税	2期
	国保・介護・後期高齢	2期
11月30日(水)	市・県民税	2期
	国保・介護・後期高齢	3期
12月26日(月)	固定資産税	3期
	国保・介護・後期高齢	4期
平成24年 1月31日(火)	市・県民税	3期
	国保・介護・後期高齢	5期
2月29日(水)	固定資産税	4期
	国保・介護・後期高齢	6期
3月30日(金)	市・県民税	4期
	国保・介護・後期高齢	7期

※税目の国保は国民健康保険税、介護は介護保険料、後期高齢は後期高齢者医療保険料を表しています。

- 無理なく確実に市税を納付できる納税組合に加入しましょう。納税組合員の人は、納税通知書を確認したら、すぐに納税組合長へ届けてください。
- 市税などの納付は、便利で確実な口座振替を利用しましょう。

市税に関する問い合わせ先

- 市役所本庁税務課
- ・市県民税について【☎内線154】
- ・国民健康保険税について【☎内線153】
- ・介護保険料・後期高齢者医療保険料について【☎内線170】
- ・固定資産税について【家屋・償却資産(☎内線155)土地(☎内線156)】
- ・法人市県民税について【☎内線151・170】

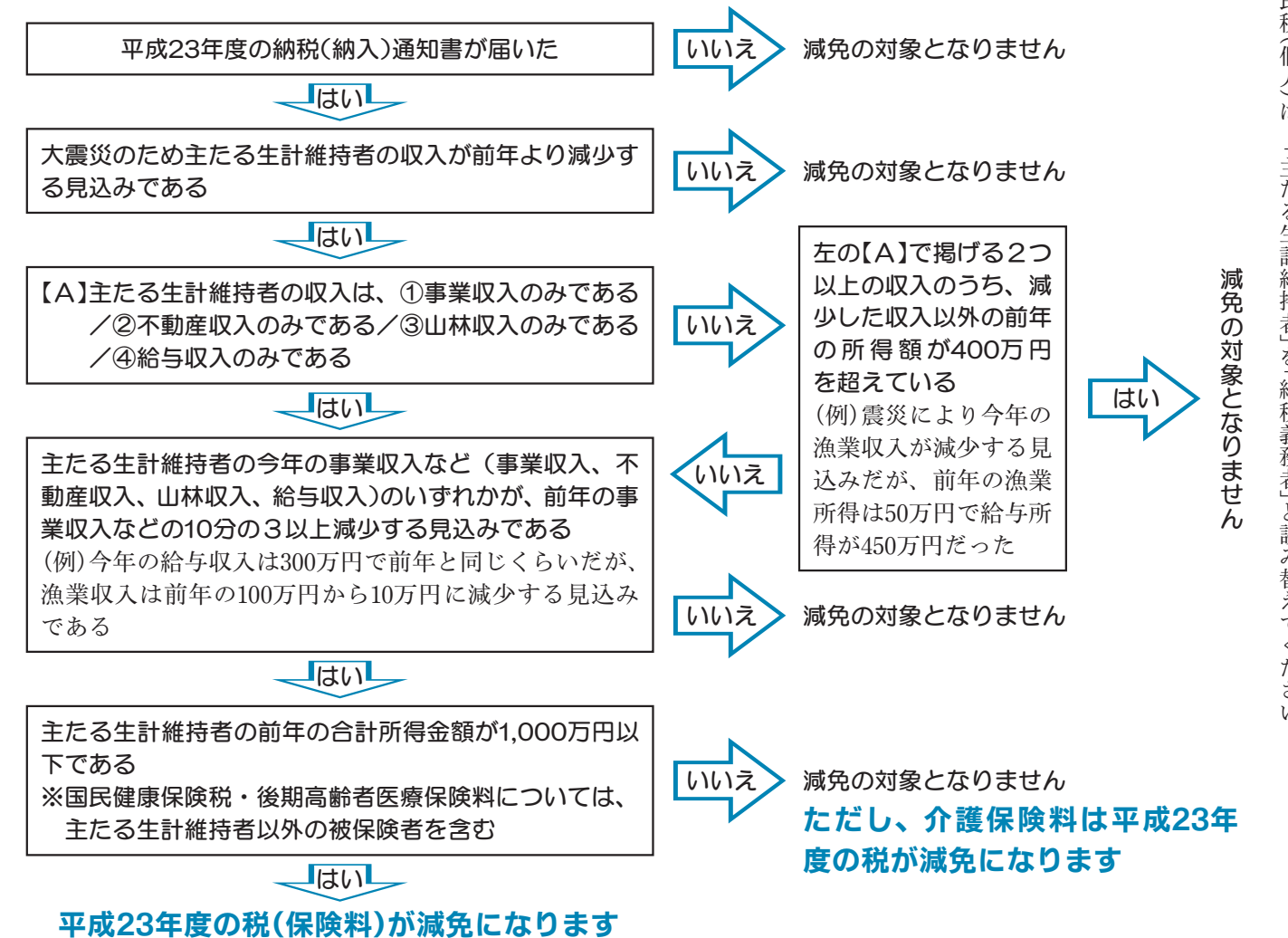
市税などの納付の猶予

震災により、納付が困難となった場合、申請により納付の猶予を受けられることがありますので、納税通知書が届いたら税務課収納係(6番窓口)までご相談ください。
※納期限の一時的な猶予のため、納税できる資財が整い次第、納税いただく必要があります。

震災以前に納めた市税など

金融機関が被災し、関係書類などが流失したために、震災当日または数日前までに納められた市税などが不明になっている事例があります。心あたりのある人は、納付した金融機関にお問い合わせください(領収書などをお持ちの方は、金融機関に持参してください)。

市県民税(個人)・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の収入減少に係る減免の判定図



※市県民税(個人)は、「主たる生計維持者を「納税義務者」と読み替えてください。

減免の対象となりません

はい

《国民健康保険に加入している皆さんへ》
倒産・解雇や
雇い止めなどにより離職した人の

国民健康保険税の軽減措置

東日本大震災の影響によるものを含め、倒産・解雇や雇い止めなどにより離職した人は、申請により国民健康保険税が軽減されます。
なお、軽減を受けるためには申請が必要です。
▽対象Ⅱ 離職の翌日から翌年度末までの期間中で、次のどちらかに該当する人
①雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などで離職した人)
②雇用保険の特定理由離職者(雇い止めなどにより離職した人)
※雇用保険受給資格者証の離職理由番号Ⅱ 11、12、21、22、31、32
▽軽減期間Ⅱ 離職の翌日から翌年度末までの期間
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
東日本大震災の影響によるものを含め、倒産・解雇や雇い止めなどにより離職した人は、申請により国民健康保険税が軽減されます。
なお、軽減を受けるためには申請が必要です。
▽対象Ⅱ 離職の翌日から翌年度末までの期間中で、次のどちらかに該当する人
①雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などで離職した人)
②雇用保険の特定理由離職者(雇い止めなどにより離職した人)
※雇用保険受給資格者証「および「高齢受給資格者証」をお持ちの人は、この制度の軽減対象とはなりませんので、ご注意ください。
※制度の詳しい内容は、お問い合わせください。
▽問い合わせ先
・税務課諸税係 (☎内線170)
・国保年金課国保係 (☎内線144)

※国民健康保険に加入している間は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。
▽算定方法Ⅱ 国民健康保険税の軽減額は、前年の給与所得をその100分の30とみなして算定します。
▽持参するものⅡ 雇用保険受給資格者証、印鑑
※「特例受給資格者証」および「高齢受給資格者証」をお持ちの人は、この制度の軽減対象とはなりませんので、ご注意ください。
※制度の詳しい内容は、お問い合わせください。

被災された介護保険の被保険者の人は

介護サービスの利用者負担額などの

免除制度を利用できます

東日本大震災で被災された人で、介護保険のサービスを利用している人は、利用者負担額などを免除する制度を利用することができます。

▽対象Ⅱ平成23年3月11日に特定被災区域（岩手、宮城、福島）の全域、その他）に住所を有していた人で、東日本大震災での被災により、次のいずれかに該当する場合

- ①住宅の全半壊、全半壊などや、それに準ずる被災をした場合
- ②世帯の主たる生計維持者が死亡・長期入院、または心身に障がいが生じたことにより、著しく収入が減少した場合
- ③世帯の主たる生計維持者が行方不明の場合
- ④世帯の主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した場合
- ⑤世帯の主たる生計維持者が

失職し、現在収入がない場合

⑥結婚などにより、①～⑤のいずれかに該当する世帯に属することとなった場合

▽免除となる介護保険サービス

○介護保険サービスの利用者負担額（費用額の1割分）

免除の適用期間

平成23年3月11日から平成24年2月29日までに受けた

介護サービスに適用
※適用期間が変更となる場合があります。

○介護保険施設での食費・居住費などの自己負担額

免除の適用期間

平成23年3月11日から厚生労働大臣が定める日（未定）

までの介護保険施設での食費・居住費に適用

▽申請方法Ⅱ次の申請書に、

対象となることを証明する書類などを添えて、申請先に提出してください。

・介護保険サービスの利用者負担額の免除申請

・介護保険利用者負担額免除申請書

・介護保険施設での食費・居住費などの自己負担額の免除申請

・介護保険施設等における食費・居住費免除申請書

※担当する介護保険のケアマネジャーを通じて申請することもできますので、ご相談ください。

■免除の適用を受ける事由がなくなった場合は、「免除適用事由消滅届出書」を申請先に提出してください。

■そのほかの介護保険などに関する相談も、随時受け付けています。お気軽にご相談ください。

▽申請先／問い合わせ先

保健介護センター介護保険係（☎2943）

第3回大船渡市一般公売を実施します

▽問い合わせ先Ⅱ税務課収納係（☎内線157・158・161）

市では、財政運営の基盤である市税の収入確保と納税の公平を期するため、「市税等収納率向上特別対策本部」を設置するとともに、県と県内市町村で構成する「岩手県地方税特別滞納整理機構」へ加入するなど、さまざまな取り組みを通して、滞納市税の一層の徴収強化に努めています。

この一環として、国税徴収法に基づく差し押さえ財産の公売（換価）を実施しており、このたび、第3回となる一般公売を実施します。

■不動産3件を出品

～見積総額は

1,360万円～

公売には、宅地2件、山林1件、計3件の不動産を出品する予定です。

※出品不動産は下表のとおりです。地番などの詳細はお問い合わせください。

■公売の参加方法

原則として、どなたでも公売に参加することができます。事前の申し込みは必要ありません。

なお、公売当日は、次のものが必要となりますので、参加する人は忘れずに持参してください。

▽持参するもの

①公売保証金（財産ごとに定められた金額）

②印鑑

・個人Ⅱ参加者本人のもの
・法人Ⅱ代表者印

③委任状Ⅱ代理人が入札に参加する場合に必要です。共有で不動産を所有する目的で入札に参加する場合は、入札に参加する代表者以外の人、全員の委任状が必要

④収入印紙Ⅱ1件の入札につき200円です。ただし、個人の人で営業を目的としない場合は不要です。

■期間入札を実施




入札の日程は次のとおりです。詳しくは、市役所本庁税務課6番窓口に備え付けているチラシや「公売のしおり」をご覧ください。

▽入札期間Ⅱ8月17日（水）午後1時～8月24日（水）午後1時

▽入札場所Ⅱ市役所本庁税務課6番窓口

▽公売方法Ⅱ入札方式

▽その他Ⅱ下見会などは行いません。入札に参加する際は、自身で事前に関係帳簿の閲覧、調査などを行ってください。また、現地を確認する際は、近隣不動産の所有者などの迷惑とならないようご注意ください。

所在地	地目	面積	見積価額 (最低入札価額)	公売保証金
 盛町字館下	宅地	208.5㎡	5,500,000円	540,000円
 末崎町字中野	宅地	401㎡	3,900,000円	390,000円
 日頃市町字大森、鬼丸	山林	153,981㎡	4,200,000円	420,000円

～国民健康保険・後期高齢者医療についてのお知らせ～

一部負担金の支払い免除対象者の要件が変わりました

医療機関などで支払う一部負担金について、支払いが免除となる対象者の要件が一部変更となりました。詳しくは、国保年金課での受け付けの際にご相談ください。

▷変更内容＝主たる生計維持者が震災を原因として失職・解雇となり、現在収入がない場合の免除対象要件
※主たる生計維持者の収入状況で判断しますので、失業して雇用保険を受けている人が同一世帯にいるだけでは、対象にならないことがあります。

＜変更前＞

雇用保険を受けている場合は、一部負担金の支払い免除の対象外



＜変更後＞

雇用保険を受けている場合でも、一部負担金の支払い免除の対象となります。ただし、雇用保険のほかにも収入がある場合は、合算して総合的に審査の上、決定します。

▷問い合わせ先＝国保年金課国保係（☎内線143・144）

岩手県知事選挙・岩手県議会議員選挙

▷投票日=9月11日(日) ▷投票時間=午前7時~午後8時

▷問い合わせ先=選挙管理委員会事務局(☎内線192)

東日本大震災により延期されていた岩手県知事選挙が8月25日(木)に、岩手県議会議員選挙が9月2日(金)にそれぞれ告示され、9月11日(日)に投票が行われます。候補者の政見を確かめ、よく考えて棄権せずに投票しましょう。

なお、今回の選挙から投票の終了時間が午後8時までとなります。

■投票時間と投票所

投票時間は、市内全投票所とも、午前7時から午後8時までです。

投票所は、市選挙管理委員会が発行する入場券に記載されています。入場券は8月25日(木)の発送予定で、世帯4人分を1枚にまとめた「入場券はがき」を郵送します。

■投票できる人

投票できるのは、日本国民で次の要件を満たしている人です。

- ・年齢要件 平成3年9月12日以前に生まれた人
- ・住所要件 市内に3カ月以上居住し、平成23年6月1

■転入転出と選挙権

日以前から住民基本台帳に登録されている人

投票日まで大船渡市へ転入する人、または大船渡市から転出する人の選挙権は、下表の「転入転出者と岩手県知事・県議会議員選挙の選挙権」とおりとなります。

転入届出日、転出予定日によって、選挙権や投票場所・投票方法が異なりますので、あらかじめ確認してください。

■市内転居をした人

平成23年8月16日以降に市内転居をした人は、旧住所地の投票所で投票することになります。

転入転出者と岩手県知事・県議会議員選挙の選挙権

■大船渡市へ転入する人

転入元	転入届出日	選挙権	投票場所・方法
県外から転入	平成23年6月1日以前	大船渡市	・大船渡市で投票
	平成23年6月2日以降	なし	・投票できません
県内の他市町村から転入	平成23年6月1日以前	大船渡市	・大船渡市で投票
	平成23年6月2日以降	転入前の住所地	・大船渡市で不在者投票(※) ・転入前の住所地で期日前投票(※) ・転入前の住所地で投票日当日に投票(※)

■大船渡市から転出する人

転出先	転出予定日	選挙権	投票場所・方法
県外へ転出	全期間	なし	・投票できません
県内の他市町村へ転出	平成23年6月1日以前	転出先の住所地	・転出先の住所地で投票
	平成23年6月2日以降	大船渡市	・転出先の住所地で不在者投票(※) ・大船渡市で期日前投票(※) ・大船渡市で投票日当日に投票(※)

注：※印がついた投票を行う際は、新旧住所地の市町村役場の住民登録窓口で発行する「引き続き同一県内の区域内に住所を有する旨の証明書」が必要です。



期日前投票などを利用して貴重な1票を投じましょう

■期日前投票

期日前投票とは、投票日と同じように、投票用紙を直接投票箱に投票できる制度です。投票日に、仕事や冠婚葬祭、旅行などの理由で投票所に行けない人は、手続きも簡単です。ぜひ活用して貴重な1票を投じましょう。

※選挙当日に20歳となって選

■不在者投票

選挙権を有する人は、前日までは選挙権を有していないため、期日前投票はできませんが、代わりに不在者投票を行うことができます。

①出稼ぎ先、出張先などで不在者投票をする場合
市選挙管理委員会に投票用紙などの必要書類を請求し、交付された投票用紙などを持つ上、最寄りの市町村の選挙管理委員会に出向いて投票してください。

②病院などの不在者投票施設で投票をする場合
不在者投票施設として指定されている病院などに入院している人は、施設の中で不在者投票ができますので、入院している施設に確認してください。

■郵便などによる不在者投票

身体に重度の障がいがあったり投票所に行けない人は、あ

らかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、郵便などによる不在者投票ができます。

■身体障害者手帳の場合

○印のついている部分が該当

障がい名	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
肝臓、免疫	○	○	○

で、早めに手続きをしてください。

■学生の投票

就学のため市外に居住している学生などの住所は、特別な事由がない限りは就学地におかなければならないことになっていきます。

このため、大船渡市に住民登録していても、通学しているなどの証明ができない場合、投票できないこととなりますので、ご注意ください。

各手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

期日前・不在者投票の投票期間、投票所など

▷投票期間

- ・県知事選挙=8月26日(金)~9月10日(土)
 - ・県議会議員選挙=9月3日(土)~9月10日(土)
- ※告示日が違うため、投票期間が異なります。2つの選挙の投票が同時にできるのは9月3日(土)以降となります。
- ▷投票できる区域=市内全域

期日前投票の投票所・投票時間

投票所	投票期間	投票時間
市役所本庁	8月26日(金)~9月10日(土)	午前8時30分~午後8時
市役所三陸支所(三陸保健福祉センター内)	9月5日(月)~9月10日(土)	午前8時30分~午後5時15分
綾里地域振興出張所		
吉浜地域振興出張所		

※不在者投票の投票所は、市役所本庁1カ所のみとなります。

熱中症

に注意して
元気な毎日を

《熱中症予防のポイント》

①こまめに水分をとる

軽い脱水状態の場合、人はのどの渇きを感じません。のどが渇いていなくても、こまめに水分を補給しましょう。



塩分の補給も大切ですが、ふだんの生活の中で摂取する塩分量で十分な人がほとんどだと言われています。高血圧を引き起こす原因にもなりますので、とり過ぎないように注意しましょう。

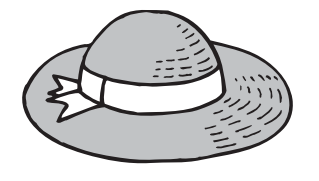
なお、スポーツドリンクは糖分も含まれているため、とり過ぎに注意が必要です。

また、アルコールの摂取は、尿の量が増し、体内の水分を排せつしてしまうため、水分補給をしたとしても、それ以上の水分がその後に尿として失われてしまいます。ビールなどで水分補給をすればいいという考えは誤りですので、注意しましょう。

②涼しい服装をする

汗の吸収がよく、ゆったりとして通気性の高い服を着用し、休憩時には衣服を脱ぐなどして、熱を外に逃がす工夫をしましょう。

また、外出時は帽子や日傘を使用しましょう。



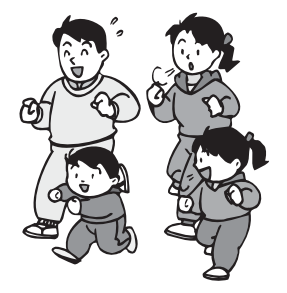
③体調管理をしっかり

睡眠不足、二日酔い、下痢、かぜ、食事抜きなどといった状態のときは、熱中症になりやすかったり、重症化しやすかったりします。不摂生をせず、十分に体調管理をしましょう。

部屋の温度をこまめに測り、早めに暑さ対策を講じることも大切です。最近さまざまな下着や保冷グッズがありますので、うまく利用するのもいいでしょう。

暑い場所と涼しい場所を行き来する際は、要注意です。気温差が5℃以上になると、体温の調節がうまくできなくなり、体調を崩しやすくなります。クーラーの設定温度を低くし過ぎないようにしましょう。

また、日ごろから体力づくりを心掛けるようにし、ウォーキングなどで汗をかく習慣を身につけ、暑さに慣れることで、熱中症になりにくくなります。



④さまざまな工夫を

今年は、窓や玄関にすだれをつけたり、ゴーヤやヘチマといったつる性の植物を利用したりするなど、節電のための工夫をする家庭が例年より増えています。

ただし、節電を意識するあまり健康を損なうことがないように、決して無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使用するようにしましょう。

熱中症が疑われるときは

- ① 風通しのよい日陰や涼しい場所に移動させる。
- ② 衣服を脱がせたり、緩めたりする。
- ③ ぬれたタオルを当てる、皮膚に水をかける、うちわであおぐ、扇風機を使用するなどして体を冷やす。
- ④ 保冷剤などを、首、わきの下、足の付け根などに当てて冷やす。
- ⑤ 水分を補給する。
- ⑥ 応答が鈍い、言動がおかしいなどの様子が見られた場合は、すぐに救急車を呼ぶ。

声を掛け合い防ぎましょう

応急仮設住宅などで暮らしている人は、隣近所との交流がないことが多いかもしれません。一人ひとりが周囲の人に気を配り、声を掛け合って熱中症を防ぎましょう。

▽問い合わせ先
保健介護センター

(23) 広報大船渡
23.8.5(No.964)

今年は、全国的に平年より梅雨明けが早く、連日、30℃以上の真夏日や35℃以上の猛暑日など、気温の高い日が続いています。

そんな中、心配されるのが「熱中症」です。総務省消防庁のまとめによると、5月30日から7月10日までの間に熱中症の症状で救急搬送された人は、前年同期の約3倍となる13,091人で、26人が亡くなっています。そのうち、7月4日から7月10日までの1週間で救急搬送された人は、前年同期の約5倍となる4,520人にも上ります。

また、県総合防災室によると、岩手県内では、5月31日から7月10日までに107人が熱中症の症状で救急搬送され、そのうち2人が亡くなっています。

気象庁では、翌日または当日の最高気温がおおむね35℃以上になることが予想される場合(一部地域を除く)に「高温注意情報」を発表し、熱中症への注意を呼び掛けています。

7月中旬以降は、台風6号の影響もあり、全国的に気温の上がらなかった日が多く、発生が大幅に減少しましたが、これからまだまだ暑い日が続くと考えられますので、熱中症にかからないよう注意しながら、元気に毎日を過ごしましょう。

熱中症とは

人の体は、自律神経の働きにより、汗などで体温を調節します。しかし、高温下で長時間過ごすと、過剰に発汗して水分や塩分が失われます。湿度が高い場合は、汗が蒸発せずに皮膚の表面にたまったままとなり、体温の調節ができなくなります。

熱中症は、暑さなどで体の水分や塩分などのバランスが崩れ、体温調節がうまくできなくなるために、体温上昇、めまい、体がだるい、こむら返り(足がつる)、頭痛、吐き気、意識障がいなど、さまざまな症状を起こす病気です。気温が30℃以上の日に発症しやすくなります。

高齢者や子どもは注意が必要です

体温調節機能の働きが弱い

高齢者や子どもは、熱中症にかかりやすいため、注意が必要です。

年をとると、若いときに比べて体内の水分が少なく、暑さに対する感覚が鈍くなるため、水分不足に対する体の調整機能も低下しています。また、高齢者は、トイレに行く頻度が多くなることを嫌い、水分を控える人が多いようです。

熱中症患者の約半数は、高齢者(65歳以上)で、亡くなった人の大半を占めています。また、全体の半数は屋内で亡くなっています。特に、ひとり暮らしや日中一人で過ごしている高齢者などは、室温

や水分の管理をする人がそばにいないため、危険が大きくなります。

子どもは、体が小さく体温調節機能の働きが弱いいため、周囲の温度の影響を受けやすく、体温がすぐに上がってしまう傾向があります。気温は地面に近いほど高くなります。子どもは大人より高い気温にさらされるため、ベビーカーは要注意です。

一方で、若い人や働き盛りの人も油断はできません。人は、暑さに慣れるのに3、4日ほどかかります。急に暑くなった日や、暑い環境下で労働・激しいスポーツをする際は注意が必要です。



暑い日が続くと考えられますので、熱中症予防を心掛けましょう

新規学卒者などを雇用した

市内事業者に奨励金を交付します

卒業後1年以内の再就職、U・J・Iターンも応援

市では、若年者の雇用の拡大と地元への定着を図るため、新規学卒者、Uターン者またはJ・Iターン者を雇用した市内の事業主に対し、1人雇用了ら場合には10万円を、2人以上雇用した場合にはさらに10万円を加算した20万円を奨励金として交付します。

なお、同一年度内の交付限度額は、1事業主当たり20万円です。

▽対象は新規学卒者などを雇用保険に加入させ、市内の事業所(営業所を含む)で6カ月以上常用雇用した事業主

※常用雇用とは、雇用期間の定めがない、または1年以上の雇用が見込まれ、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上という雇用形態のことです。

※次の場合は、交付対象外となります。

・事業主の営む事業が風営法第2条に規定する事業である場合

・事業主が市税を滞納している場合

・雇用した新規学卒者などが事業主や取締役などと2親等以内の親族である場合

▽新規学卒者などの範囲
次のいずれかに該当し、市内に住所を有する人

①新規学卒者
学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校(高等部に限る)、大学(短期大学を含む)、高等専門学校または専修学校を卒業した人のうち、卒業した日から翌年の3月31日までの間に、市内の事業所に勤務するために雇用された人

②Uターン者
本市の出身者で、市外に転出し、転出した日から1年以上経過した後、後に市内に転入した人で、

転入した日から1年以内に市内の事業所に勤務するために雇用された人

③J・Iターン者
本市以外の出身者で、市内に転入し、転入した日から1年以内に市内の事業所に勤務するために雇用された人

▽申請期限
雇用した新規学卒者などの就職日から6カ月後の翌月20日

※例えば就職日が4月1日の場合、11月20日が申請期限となります。

▽申請方法
申請書類は申請先にありますので、申請を希望する事業主はご連絡ください。

※大船渡公共職業安定所を通じて採用した事業所には、9月中旬に事業主あてに申請書類を送付します。

▽申請先/問い合わせ先
商工観光物産課労務係
(☎内線113)

市立図書館からのお知らせ

▷応募先/問い合わせ先
〒022-0003 盛町字下館下18-1 市立図書館(☎☎4478)

※電話が不通の場合は市役所へおかけください。

第44回大船渡市読書感想文コンクールの応募作品を募集します

▽応募資格
市内に在住・在学・勤務する人(小学生以上)

▽応募方法
○対象図書は自由です。
○応募は、未発表のもの1人1編に限りです。
○原稿枚数(B4判400字詰め原稿用紙、小学校低学年は240字詰めでも可)小学校低学年【1〜3年生】の部 2〜3枚(240字詰めの場合 3〜5枚)小学校高学年【4〜6年生】の部 3〜4枚

・中学生の部 4〜5枚
・高校生の部、一般の部 5枚

○筆記用具は、鉛筆(HB以上の濃さ)または黒のボールペンを使用してください。
※高校生以上はワープロ可。

○原稿用紙1枚目の1行目に題名、2行目に氏名(ふりがな)を記入し、3行目から本文としてください。
※児童生徒は、2行目に学年も記入

○原稿用紙1枚目の欄外右上に住所・電話番号を、最後に

の原稿用紙の欄外左下には書名・著者・出版社名を記入してください。

※児童生徒は、住所・電話番号の代わりに学校名を記入し、通し番号をつけてください(例 1枚目には1と2)。

○ホチキス止めや、のり止めはしないでください。
○高校生以下は、学校を通じて

移動図書館車「かもしか号」の運行を再開しました

震災の影響により、ステーションや時間などを変更してありますので、日程表を確認の上、お越しください(8月の運行日程は上表のとおり)。

※サービスを一部縮小しています。詳しくはお問い合わせください。

かもしか号(8月の運行日程)

地区	ステーション名	時間	駐車場所
8月5日(金)			
大船渡	つばき荘	13:00	つばき荘前
	屋敷	13:30	橋爪幸平さん宅付近
	上山	14:10	ハローワーク大船渡付近
	大船渡北小学校	14:40	
8月12日(金)			
猪川	中井	12:30	田村理容さん前
	猪川保育園	13:00	
	富美岡荘	13:30	
	福祉の里	14:00	大洋学園・朋友館
	長洞	14:30	総合公園予定地仮設住宅付近
	猪川小学校	15:00	
8月17日(水)			
大船渡	気仙苑	13:00	
	ドレミ保育所	13:40	
	下平	14:20	地域密着ケアホーム平前
	大船渡小学校	15:00	
8月19日(金)			
日頃市	日頃市中学校	13:00	
	関谷	13:40	関谷消防センター付近
	長安寺	14:10	平山理容店さん付近
	日頃市小学校	14:40	
8月22日(月)			
立根	菅生	13:30	堀之内公園
	久保	14:00	県職員中野官舎前
	平田	14:30	大船渡コンピュータさん前
	立根小学校	15:00	
8月24日(水)			
赤崎	蛸ノ浦保育園	13:40	
	長崎	14:15	長崎消防センター付近
	蛸ノ浦小学校	14:50	
8月25日(木)			
越喜来	越喜来中学校	13:10	
	越喜来幼稚園	13:50	
	甫嶺小学校	14:30	
8月26日(金)			
吉浜	吉浜荘	11:30	
	吉浜中学校	12:50	
	下通	13:50	J A 吉浜支店付近
	吉浜小学校	14:20	
8月29日(月)			
綾里	綾里中学校	13:00	
	綾里こども園	13:50	
	宮野	14:20	グループホーム綾姫前
	綾里小学校	14:50	
8月31日(水)			
末崎	末崎中学校	13:00	
	末崎小学校	14:40	



皆様のご利用をお待ちしています

排水設備責任技術者試験を実施

▽試験日 10月30日(日)
 ▽受験講習会 9月25日(日)
 ▽試験・受験講習会場
 岩手教育会館(盛岡市大通1丁目1-16)
 ▽受験・受講手数料 3,000円

▽申込方法 受験申込書に記入の上、受験を希望する本人が直接申込先に提出してください。受験申込書は申込先にあります。
 ▽申込締切日 8月31日(水)
 ▽申込先/問い合わせ先
 下水道事業所普及係
 (☎内線201)

調理師・製菓衛生師試験を実施

▽試験日 11月8日(火)
 ▽時間 午前10時〜正午
 ▽会場
 ・調理師試験 大船渡地区合同庁舎【2階/第一会議室など】ほか県内9カ所
 ・製菓衛生師試験 盛岡市勤労福祉会館【5階/大ホール】盛岡市紺屋町2・9
 ▽願書配布先 大船渡保健所

保健課
 ▽申込期間 8月29日(月)〜9月9日(金)
 ▽問い合わせ先
 大船渡保健所保健課
 (☎0199913)

相続に関する無料相談会を開催

▽期間 8月31日(水)まで(土・日曜日、8月15日・16日を除く)
 ▽会場 県内の司法書士事務所
 ▽その他 期間中の午前10時から午後1時まで、電話による無料相談(☎0120-823-815)も受け付けています。
 ▽問い合わせ先
 岩手県司法書士会
 (☎0196223372)

新農業人フェアinいわてを開催

岩手県内で新たに農業を始めた人などを対象に、就農相談会を開催します。
 ▽期日 9月2日(金)
 ▽時間 午前11時〜午後3時
 ▽会場 いわて県民情報交流センター・アイーナ【8階】

センター・アイーナ【8階】
 ▽対象 新規就農希望者、Uターン就農希望者、農業法人への就農研修希望者、農業体験希望者など
 ▽相談内容 就農地域の紹介、農地の確保、資金の調達、技術・経営の習得など
 ▽参加料 無料
 ▽問い合わせ先
 (社)岩手県農業公社農業振興部就農支援課(☎0196239390)

つどいの広場わいわいステーションを開設中

▽開設日 毎週火曜日〜土曜日(祝日を除く)
 ▽時間 午前10時〜午後3時
 ▽会場 総合福祉センター(2階/学習室)
 ▽対象 0歳〜就学前のお子さんとその保護者
 ▽利用料 無料
 ▽問い合わせ先
 市社会福祉協議会
 (☎0001)

訪問介護員養成研修2級課程の受講者を募集

▽期間 10月1日(土)〜11月23日(日)の毎週日曜日
 ▽時間 正午〜午後2時
 ▽会場 三陸総合運動公園テニスコート
 ▽対象 高校生以上
 ▽受講料 1,000円
 ▽定員 10人程度
 ▽申込締切日 8月31日(水)

テニス・剣道教室の受講者を募集

■テニス教室
 ▽期日 9月4日(日)〜10月23日(日)の毎週日曜日
 ▽時間 午前7時〜9時
 ▽会場 猪川小学校体育館
 ▽対象 小学生以上
 ▽受講料 700円
 ▽定員 50人程度
 ▽申込締切日 8月26日(金)
 ▽その他 竹刀、防具をお持ちの人は持参してください。ない人には貸し出します。
 ▽申込先/問い合わせ先
 体育センター
 (☎1001)

▽持参するもの ラケット、テニスシューズ
 ■剣道教室
 ▽期間 9月2日(金)〜10月5日(水)計10回
 ▽時間 午後7時〜9時
 ▽会場 猪川小学校体育館
 ▽対象 小学生以上
 ▽受講料 700円
 ▽定員 50人程度
 ▽申込締切日 8月26日(金)
 ▽その他 竹刀、防具をお持ちの人は持参してください。ない人には貸し出します。
 ▽申込先/問い合わせ先
 体育センター
 (☎1001)

【人口のうごき】

○人	□…39,564人(-43人)
	男18,909人(-9人)
7月31日現在	女20,655人(-34人)
()内は前月比	○世帯数…14,374世帯(+36世帯)

お祝い お悔やみ (敬称略)

7月6日〜7月20日届け出

○お誕生おめでとう ()は保護者
 (猪川町) 紺野 港 (昇) 下権現堂
 (立根町) 広沢 奏大 (光悦) 田谷
 (三陸町綾里) 中嶋 暖人 (健太) 石浜
 (三陸町越喜来) 熊谷 龍之介 (喜正) 浪板
 畑野 奏芽 (力男) 前田

○ご結婚おめでとう
 (大船渡町) 川原徳郎♥柴田麻美 (下船渡)
 (末崎町) 高橋純也♥戸羽 愛 (神坂)
 伊藤真也♥栗村佳子 (高清水)
 小松英明♥小松 藍 (中野)
 (赤崎町) 金野隼人♥柳本安理 (大立)
 葉澤秀平♥菊地沙織 (長崎)
 (三陸町吉浜) 岡崎充博♥菅生暁子 (扇洞)

○お悔やみ申し上げます
 (盛町) 森 ハナヨ (88) みどり町
 佐々木ハツミ (89) 下館下
 (大船渡町) 佐藤 公一 (76) 茶屋前
 佐藤 恭子 (74) 茶屋前
 金野 清美 (83) 明神前
 新沼多美恵 (70) 笹崎
 上野 實 (71) 野々田
 千葉 雅美 (30) 笹崎
 滝田ムメ子 (88) 明神前
 後藤 ミキ (76) 野々田
 菊池チエ子 (68) 新田
 (末崎町) 熊谷コイシ (80) 内田
 志田 隆祐 (80) 中森
 (赤崎町) 及川ヨウ子 (80) 諏訪前
 三上 春幸 (41) 諏訪前
 小松 一郎 (76) 永浜
 佐藤 昭子 (83) 跡浜
 佐々木トリヘ (91) 宮野
 (猪川町) 佐々木アイ (82) 富岡
 (立根町) 鈴木ヤスヘ (83) 桑原
 田中 愛斗 (4) 関谷
 鈴木 四郎 (77) 上ノ台
 新沼久美子 (41) 向田
 (日頃市町) 佐藤ナカノ (81) 上板用
 (三陸町綾里) 村上ヨシ (94) 黒土田
 佐藤 光一 (74) 宮野
 (三陸町越喜来) 大和田ヤエ子 (79) 所通
 中村ヨシ子 (72) 杉下
 中村 暁子 (42) 杉下
 遠藤ナミ子 (74) 東崎浜
 地 館 広敏 (55) 浪板
 及川源二郎 (90) 甫嶺
 吉田ちよみ (94) 所通
 (三陸町吉浜) 橋本行男 (85) 中井
 坂本勝二郎 (50) 向野

「市立博物館」「世界の椿館・基石」からのお知らせ

震災の影響により休館していた「市立博物館」「世界の椿館・基石」は、それぞれ再開しています。

■市立博物館

▷開館時間=午前9時〜午後4時30分
 ※毎週月曜日、祝日は休館日
 ※8月15日(月)は特別開館しますので、ぜひご来館ください。
 ▷入館料
 ・大人=300円(20人以上の団体は1人250円)
 ・高校生以下=無料
 ▷問い合わせ先=市立博物館(☎292161)

■世界の椿館・基石

▷開館時間=午前9時〜午後5時
 ※毎週月曜日は休館日(月曜日が祝日の場合は火曜日が休館日)
 ▷入館料=ツバキが開花するまでの間は、下表のとおり
 ▷問い合わせ先=農林課農政係(☎内線344)

世界の椿館・基石入館料

区分	個人(共通)	団体(共通)
小・中学生	100円	50円
高校生	200円	150円
一般	200円(400円)	150円(350円)

※幼児は無料、団体料金は20人以上です。
 ※(共通)とは、「世界の椿館・基石」と「市立博物館」の両方に入館できる券のことで

絆 きずな

支援の輪

《 4 》

長野県
佐久市



大船渡市の復興のために、支援をいただいている自治体を紹介します。
第4回は、3月13日から、物資支援や医療班派遣など、多くの支援を
いただいている、長野県佐久市です。

佐久市は、長野県下4つの平の一つ佐久平の中央に位置し、市の中央を詩情豊かな千曲川が流れ、四方を浅間山、八ヶ岳、蓼科山など雄大な山並みに抱かれた美しい高原都市です。
面積は約424km²、人口

は約10万人で、県内で5番目の多さです。

全国的にも有名な佐久鯉は佐久市の「市の魚」で、良質で豊かな水により米をはじめとする農業、醸造業が盛んです。また、毎年5月上旬に開催されるバルーンフェスティバルには、全国からトップレベルの選手が集まり盛大です。



上信越自動車道や長野新幹線、中部横断自動車道などの高速交通網が整備されることにより、人や物の交流が盛んに

なっています。

宇宙航空研究開発機構(JAXA)の研究施設がある市町が提携した「銀河連邦」の構成団体である佐久市では、同じく構成団体の鹿児島県肝付町名産のミカン科の果物「タンカン」を佐久市でジャム加工して、販売しています。

震災から間もない3月14日に到着した米、水など食料品をはじめとした大量の物資支援や、医療班、保健班の派遣、炊き出し、清掃などの市民ボランティアなど、多くの支援をいただいています。

大船渡市へのメッセージ

佐久市友好都市「大船渡市」を応援する会

代表 中村 通さん

「吾、斯の人の徒と与にするに非ずして、誰と与にかせん」(論語)
先日、ボランティアに伺った際、佐久市副市長とともに大船渡市役所を訪問させていただきました。大船渡の皆さんに一日も早くいつもの日常が訪れることを佐久の地から祈っています。700km離れていても心は共にあります。



佐久市岩村田本町商店街振興組合

理事 細川 保英さん

大船渡市綾里漁協の方には、当商店街直営の「三月九日青春食堂」プレオープンイベントで、「恋し浜帆立」実演販売会で盛り上げていただきました。そのご縁で、商店街の青年会が中心となって支援に行かせていただきました。一日も早い復興をお祈りします。また一緒に、あのぷりぷりのおいしい「恋し浜帆立」を販売しましょう！

